

広島県告示第七百九十六号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成三十年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	医療法人社団宏仁会 寺岡整形外科病院
所 在 地	福山市南本庄三丁目一番 五二号
効力を有する期限	平成三十三年二月四日
備 考	更新